

# 青色かながわ

発行所  
 一般社団法人神奈川青色申告会  
 横浜市神奈川区西神奈川  
 1-9-37 レス竹和式番館3階  
 TEL 045-577-0615  
 FAX 045-577-0618  
 URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>



## 確定申告お疲れ様でした!

令和4年分 所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税

確定申告ご協力ありがとうございました。



令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告が3月15日、消費税及び地方消費税の確定申告が3月31日をもって無事終了いたしました。  
 確定申告期間中、ご協力頂きました会員の皆様、そして青色コーナーをご担当頂きました役員の皆様、指導会場の個別相談及び代理送信にご派遣頂きました東京地方税理士会神奈川支部の先生方に感謝申し上げます。  
 ありがとうございます。

### 確定申告結果報告 3月末現在

指導会場来所者数	3,002 名
所得税申告書提出件数	2,207 件
内 e-Tax送信件数	1,678 件
青色申告特別控除65・55万円適用件数 (貸借対照表作成者)	1,038 件
消費税申告書提出件数	193 件
内 e-Tax送信件数	169 件
青色申請提出件数	46 件

確 定

申 告

風 景



## 確定申告を終えて



神奈川税務署長

上 田 孝 佳

新緑の候、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
 仲戸川会長をはじめ役員及び会員並びに事務局の皆様には、日頃から税務行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告につきましては、昨年に引き続き入場整理券を活用して申告書作成会場内の混雑緩和を図るとともに、感染防止策を徹底することにより、大きな混乱もなく終了することができました。これも皆様のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

特に、貴会におかれましては、税理士会の無料申告相談の案内業務、会員の皆様を対象とした税理士によるe-Taxの代理送信の利用促進や申告書作成会場内に設置した「青色コーナー」において、積極的に青色申告の勧奨を行っていたなど、多岐にわたりご協力いただきました。役員及び事務局の皆様のご尽力に対しまして、重ねて御礼申し上げます。

また、本年10月から開始する消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）につきまして、私どもといたしましては、今後も制度の円滑な導入に向けて、説明会の開催や広報活動を継続して行っております。

貴会におかれましては、これまで制度の周知・広報など多大なご協力をいただいておりますが、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人神奈川青色申告会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたします。私の挨拶とさせていただきます。

## もう一度ご確認ください

## 提出された青色申告決算書・確定申告書が間違っていた場合

## ◆税額を多く申告していたとき → 「更正の請求」

請求内容が正当と認められたときは納めすぎた税金が還付されます。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

<忘れてしまいがちな例>

経費（消費税、事業税納付金額等）の計上漏れ、予定納税（所得税）中間納付（消費税）の記入漏れ、納税者が負担している扶養親族の国民年金保険料の控除漏れ、医療費控除や扶養（配偶者）、寡婦、障害者等の人的控除漏れ 等

## ◆税額を少なく申告していたとき → 「修正申告」

修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

<誤ってしまいがちな例>

売上から差し引かれている源泉税の売上計上漏れ、事業復活支援金等の売上（雑収入）計上漏れ、経費の重複計上、専従者給与を支給しているのに扶養（配偶者）控除を受けている、103万円以上の給与収入があった扶養家族を扶養控除してしまった 等

## 確定申告を忘れていた場合

## ◆所得税

確定申告をしなければならないのに申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署長から決定を受けたりすると、無申告加算税がかかる場合があります。なお、期限後申告によって納める税金は、申告書を提出した日が納期限となりますのでその日に納めてください。この場合は、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

## ◆消費税

令和2年の課税売上高が1,000万円を超えた方は、令和4年分の消費税及び地方消費税の申告と納税の義務があります。課税事業者（令和2年課税売上高が1,000万円を超えた方）で消費税の確定申告をしていない方は、できるだけ早く申告してください。所得税同様、延滞税と併せて納付してください。

（注）令和4年分の課税売上高が1,000万円を下回る場合でも申告と納税が必要となります。

※更正の請求、修正申告、所得税・消費税の期限後申告について、ご不明な点がございましたら国税庁ホームページをご覧ください。か、当会事務局におたずねください。

あなたの誇りを建てる。

Panasonic Homes

不動産のお困り事、解決しませんか？

無料・完全予約制

個別相談会

新 建 替 え

リ フ ォ ー ム 修 繕

不 動 産 管 理 却 売

ご好評につき、今年も開催！パナソニック ホームズグループによる個別相談会。  
ご自宅やご所有不動産など不動産に関するご相談・お困り事に、豊富な知識でお答えします。

開催日 5月12日(金)・6月12日(月)  
7月13日(木)・8月17日(木)

時 間 ①14時～15時 ②15時～16時 (各1時間)

場 所 パナソニック ホームズ 港北展示場

予約方法 下記フリーダイヤル  
もしくはWEB予約にて

QR  
コード

◀ お得に解決！この機会に是非ご相談を！

県内初！Panasonic Homes施工  
鶴見青色申告会館が完成！

祝！会館竣工記念  
特別キャンペーン  
開催中！！

実施期間  
1月～5月31日まで！！



おかげさまで、創業60周年。

パナソニックホームズ株式会社 神奈川支社 港北展示場

横浜市都筑区川向町989 港北インター住宅公園内

☎ 0120-8746-35

## 令和5年度税制改正より

### インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

#### 見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、**令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。**

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

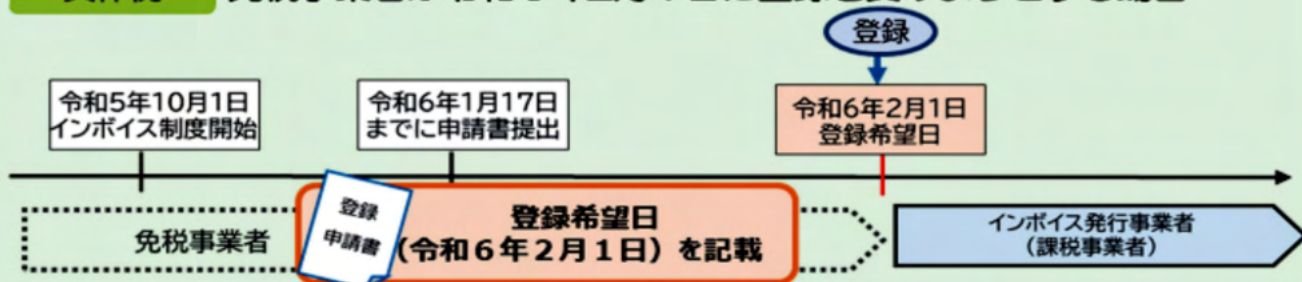
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、**国税庁HP「特設サイト」に掲載**しております。

#### 見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

##### 具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

#### 見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から**登録**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで
- 翌課税期間初日から**取消**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで

### インボイス制度に関するお問い合わせ先

#### インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続に関すること、Q&Aなどを掲載しています。



特設サイト

#### インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

**0120-205-553** 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）

# インボイス登録申請個別指導会

インボイス発行事業者に係る登録制度の見直しにより、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、令和5年10月1日から登録を受けることが可能になりました。当会ではインボイス（適格請求書発行事業者）の登録申請書の提出サポートを行っております。提出をされる方は個人番号と本人確認書類の写しを忘れずにお持ちください。インボイス発行事業者登録通知書が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

また登録申請された方についても、インボイス制度に対応した帳簿の記帳の仕方、申告方法（簡易課税制度）の選択等の相談を行っております。インボイス申請方法や記帳方法等にご不明な点がありましたら、個別指導会へお越しく下さい。



**会 場** 一般社団法人神奈川青色申告会事務局  
令和5年3月16日より随時受付中

**ご持参書類** 過去2年分の申告書控・決算書控、今記帳している帳簿等

税理士・弁護士による

## 無料税務・法律相談会 (予約制)

●日 程  
・税務相談 5月 2日 (火)  
6月 6日 (火)

・法律相談 6月 6日 (火)

●会 場 事 務 局  
●相談受付時間 13時～15時  
●予約電話番号 045-577-0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。  
事前にお電話いただきますようお願いいたします。

**事務局休館のお知らせ**

6月1日(木)は第11回定時総会開催のため、12時までの業務とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いたします。

**第11回定時総会開催の案内**

日 時 令和5年6月1日(木)  
受付 午後2時30分  
開会 午後3時

会 場 新横浜グレイスホテル  
7階「リディア」

※総会終了後、午後5時より懇親会を予定しています。  
(懇親会会費4,000円)

1月 4日(日) 20日  
1月 23日(土) 3月 15日  
1月 31日(日) 2月 1日  
2月 7日(土) 8日  
2月 16日(土) 3月 15日  
3月 16日(日) 3月 31日  
3月 27日(日)

年末調整指導会・決算準備指導会  
無料税務相談会  
県連事務局長会議  
八者会団体長会議  
理事会・青色コーナー担当者研修会  
職員研修会  
全青色新春講演会・新年賀詞交換会  
全青色理事会  
下田町公会堂特別指導会場  
確定申告指導会  
税理士会主催無料確定申告相談会場  
日吉本町西町いきいき云館  
神奈川公会堂

消費税申告会場青色コーナー  
消費税申告指導会  
会長・副会長会議  
理事・副会長会議  
理事会

## ASCTF

## 港北出張所開設日

●日 程  
5月 1日(月)・8日(月)・15日(月)  
22日(月)・29日(月)  
6月 5日(月)・12日(月)・19日(月)  
26日(月)

●相談受付時間 10時～11時・13時～14時

●電話番号 070-5593-2028  
(開設日以外はつながりません)